

身体障害者診断書・意見書を作成できる身体障害者福祉法第15条指定医師の診療科名

熊本県

| 障 害 種 別             | 身体障害者診断書・意見書を作成できる診療科名   |
|---------------------|--|
| 視覚障害                | 眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科<br>※ 神経内科、脳神経外科においては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限り、身体障害者診断書・意見書の作成が可能。                                     |
| 聴覚障害                | 耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科<br>※ 神経内科、脳神経外科においては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限り、身体障害者診断書・意見書の作成が可能。                    |
| 平衡機能障害              | 耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科   |
| 音声、言語機能障害           | 耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科、気管食道科、 <u>脳外科</u> 、 <u>神経外科</u> 、 <u>整形外科</u>     |
| そしゃく機能障害            | 耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科、気管食道科  |
| 肢体不自由               | 整形外科、外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科、 <u>小児外科</u> 、 <u>呼吸器科</u> 、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>理学診療科</u> 、 <u>放射線科</u> |
| 心臓機能障害              | 内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科、循環器科   |
| じん臓機能障害             | 内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科、循環器科、 <u>麻酔科</u>   |
| 呼吸器機能障害             | 内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科、呼吸器科、気管食道科  |
| ぼうこう又は直腸機能障害        | 泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）  |
| 小腸機能障害              | 内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科、消化器科（胃腸科）   |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科、呼吸器科 ※ エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。  |
| 肝臓機能障害              | 内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科   |

(注)           線の診療科については、平成12年8月3日までに指定を受けた医師のみ身体障害者診断書・意見書の作成が可能。

          線の診療科については、平成12年8月3日までに指定を受けた医師、又は、平成22年4月1日以降に指定を受けた医師のみ身体障害者診断書・意見書の作成が可能。